

公立大学法人敦賀市立看護大学職員懲戒規程

平成26年4月1日

公立大学法人敦賀市立看護大学規程第19号

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人敦賀市立看護大学就業規則（平成26年公立大学法人敦賀市立看護大学規程第7号）第47条及び公立大学法人敦賀市立看護大学非常勤職員就業規則（平成26年公立大学法人敦賀市立看護大学規程第8号）第57条の規定に基づき、公立大学法人敦賀市立看護大学（以下「法人」という。）の職員（法人の設置する大学の職員を含む。以下同じ。）の違法行為又は非行（以下「非違行為」という。）に対する懲戒処分並びに訓戒及び厳重注意の処分（以下「懲戒処分等」という。）の手續及び基準等を定め、懲戒処分等のあり方を明確にすることにより、職員の倫理意識の向上を図り、不祥事を未然に防止するとともに、地域社会の法人に対する信頼を獲得維持することを目的とする。

(処分の種類及び軽重)

第2条 法人は、非違行為のあった職員に対し、懲戒処分として懲戒解雇、停職、減給又は戒告の処分を行うことができるほか、訓戒又は厳重注意の処分を行うことができる。

2 懲戒処分等の軽重は、前項に規定する順序による。

(派遣職員の非違行為等に対する措置)

第3条 法人は、法人の外部から法人に対して派遣された職員（以下「派遣職員」という。）の非違行為については、懲戒処分を行わず、当該派遣職員を派遣した者（以下「派遣元」という。）に対して、当該非違行為に係る事実を書面により通知する。

2 法人は、派遣職員に対して訓戒又は厳重注意の処分を行ったときは、派遣元に対して、処分を行った旨及び当該処分の原因となった非違行為に係る事実について書面により通知する。この場合において、訓戒の処分を行った時は、当該派遣職員に対して交付した訓戒処分に係る書面の写しを添付する。

3 法人は、公務員の身分を有する派遣職員が、地方公務員法（昭和25年法律第261号）その他公務員にのみ適用される法令の違反行為を行ったときは、派遣元に対し、当該行為に係る事実について書面により通知する。

(処分の基準)

第4条 非違行為を行った職員に対して行う懲戒処分の基準は、職員の懲戒処分の基準（別

表 以下「基準」という。)によるものとする。

- 2 理事長は、懲戒処分を決定するに当たり、その原因となる非違行為が次のいずれかに該当すると認めるときは、基準より重い懲戒処分を行うことができる。
 - (1) 非違行為の動機若しくは態様が極めて悪質であるとき又は非違行為の結果が極めて重大であるとき。
 - (2) 非違行為を行った職員が管理又は監督の地位にあるとき。
 - (3) 非違行為が法人の業務又は信用に特に大きな影響を及ぼすとき。
 - (4) 当該職員が過去にも同種の非違行為によって懲戒処分等を受けたことがあるとき。
 - (5) 懲戒処分の原因となる非違行為が複数あるとき。
- 3 理事長は、懲戒処分を決定するに当たり、その原因となる非違行為が次のいずれかに該当すると認めるときは、基準より軽い懲戒処分を行い、又は訓戒若しくは厳重注意の処分を行うことができる。
 - (1) 職員が自らの非違行為が発覚（管理若しくは監督の地位にある職員がこれを認知し、又はこれが世上明らかになることをいう。）する前に自発的に申し出たとき。
 - (2) 非違行為に至った経緯その他の情状に酌むべきところがあるとき。
- 4 理事長は、職員の非違行為が発覚した場合において、当該職員に反省改悛の情があり、当該非違行為の前後を通じて、非違行為に至る経緯がやむを得ないものであり、又は被害の防止、縮小若しくは回復に努力を尽くしていた等の特に酌むべき事情が認められるときは、これを宥恕することができる。

(被処分者の昇給等の取扱い)

第5条 懲戒処分等を受けた者に対する昇給及び勤勉手当の取扱いは、別に定める。

(処分の手続)

第6条 懲戒処分及び訓戒の処分は、処分の内容及び処分の原因となった非違行為の事実を記載した書面を、処分を受ける職員に交付して行わなければならない。

(報告の義務)

第7条 非違行為のあった職員は、速やかにその事実を所属長（一般の事務職員にあつては所属する課（室）の長、課（室）長級以上の事務職員にあつては事務局長、教員にあつては所属する学部の長をいう。以下同じ。）に報告しなければならない。

- 2 所属長は、職員に非違行為があったときは、速やかにその事実を理事長に報告しなければならない。

(告訴又は告発)

第8条 法人は、職員が行った非違行為のうち犯罪行為については、司法警察機関又は検

察庁に告訴又は告発を行うものとする。

(処分の公表)

第9条 法人は、職員に対する懲戒処分等及びその原因となった非違行為について、公表しないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 処分を受けた職員の同意があるとき。
- (2) 処分の原因となった非違行為の内容が悪質であり、その社会的影響が大きく、かつこれに対する社会的関心が高いとき。
- (3) 処分の原因となった非違行為が犯罪行為であり、既に司法警察機関、検察庁その他の公的機関によってその内容が公にされているとき。

2 法人は、前項の規定により、懲戒処分等及びその原因となった被違行為を公表する場合であっても、公表は法人の社会的責務として行うものであって、制裁を目的として行うものではないとの認識に立ち、当該非違行為の被害者のプライバシーその他の権利利益を害することなく、処分を受けた職員の更生改善の可能性をできる限り阻害しないよう配慮しなければならない。

(その他)

第10条 この規程により難い非違行為及びそれに対する懲戒処分等の取扱いについては、法人の理事会において審議した上、理事長が定める。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

別表（第4条関連） 職員の懲戒処分 of 基準

非違行為の種類 (就業規則45条1項)	非違行為の内容	懲戒処分の種類			
		懲戒 解雇	停職	減給	戒告
1 一般服務関係					
欠勤 (1号)	(1) 正当な理由なく過去1年間に 通算10日以内の間、勤務を欠いた 場合			○	○
	(2) 正当な理由なく過去1年間に 通算11日以上20日以内の間、勤 務を欠いた場合		○	○	
	(3) 正当な理由なく過去1年間に 通算21日以上勤務を欠いた場 合	○	○		
遅刻・早退 (1号)	正当な理由なく勤務時間の始め又 は終わりに繰り返し勤務を欠いた場 合(当該遅参等の時間数を日数換算 し、欠勤の例による。)				○
休暇等の虚偽申請 (1号)	病気休暇、特別休暇及び職務免除に ついで虚偽申請をした場合			○	○
勤務態度不良 (1号)	勤務時間中に職場を離脱して職務 を怠り、職務の運営に支障を生じさせ た場合			○	○
職場内秩序を乱す行為 (4号)	(1) 他の職員に対する暴行により 職場の秩序を乱した場合		○	○	
	(2) 他の職員に対する暴言により 職場の秩序を乱した場合			○	○
虚偽報告 (6号)	事実をねつ造して虚偽の報告を行 った場合			○	○

秘密の漏えい (6号)	職務上知ることのできた秘密を漏らし、その業務の運営に重大な支障を生じさせた場合	○	○		
兼業の承認等を得る手続のけ怠 (7号)	営利企業の役員等の職を兼ね、若しくは自ら営利企業を営むことの承認を得る手続又は報酬を得て、営利企業以外の事業の団体の役員等を兼ね、その他事業若しくは事務に従事することの許可を得る手続を怠り、これらの兼業を行った場合			○	○
入札談合等に関する行為 (3号)	入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第2条第5項に規定する入札談合等関与行為を行った場合	○	○		
個人の秘密情報の目的外収集 (7号)	職権を濫用し、専らその職務の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書等の情報を収集した場合			○	○
個人情報の盗難、紛失又は流出 (7号)	過失により個人情報を盗まれ、紛失し、又は流出させ、公務の運営に支障を生じさせた場合			○	○
個人情報の不当利用 (7号)	職務上知ることのできた個人情報を自己又は第三者の利益のために利用する等、不当な目的で使用した場合		○	○	○

<p>収賄 (3号)</p>	<p>職務に関し賄賂を受受し、又はこれを要求し、若しくは約束をした場合</p>	<p>○</p>			
<p>供応 (7号)</p>	<p>職務に利害関係のある者から利益又は便益の供与(社会通念上許される範囲のものを除く。)を受けた場合</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>
<p>ハラスメント (7号)</p>	<p>(1) 暴行若しくは脅迫を用いてわいせつな行為をし、又は職場における上司、部下等の関係に基づく影響力を用いることにより強いて性的関係を結び、若しくはわいせつな行為をした場合</p>	<p>○</p>	<p>○</p>		
	<p>(2) 相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辞、性的内容の電話及び電子メールの送付、身体的接触、つきまとい等の性的言動(以下「わいせつな言辞等の性的言動」という。)を繰り返した場合</p>		<p>○</p>	<p>○</p>	
	<p>(3) (2)において、わいせつな言辞等の性的言動を執拗に繰り返したことにより相手を強度の心的ストレスの重責による精神疾患に罹患させた場合</p>	<p>○</p>	<p>○</p>		
	<p>(4) 相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辞等の性的言動を行った場合</p>			<p>○</p>	<p>○</p>

内部通報関連 (7号)	(1) 非違行為の事実を内部機関に通報した職員を詮索し、又はこれに不利を及ぼし、若しくは及ぼそうとした場合		○	○	
	(2) 事実をねつ造して非違行為を内部機関に通報した場合			○	○
2 法人財産取扱い関係		懲戒 解雇	停職	減給	訓戒
横領 (3号)	法人の財産を横領した場合	○			
窃盗 (3号)	法人の財産を窃取した場合	○			
詐欺 (3号)	法人の財産を詐取した場合	○			
紛失 (2号)	法人の財産を紛失した場合				○
盗難 (2号)	重大な過失に法人の財産の盗難に遭った場合				○
法人財産の損壊 (3号)	故意に職場において法人の財産を損壊した場合			○	○
失火 (2号)	過失により職場において法人の財産の焼失させた場合				○
諸給与の違法支払・不正受給 (3号)	故意に法令に違反して諸給与を不正に支給した場合及び故意に届出を怠り、又は虚偽の届出等をするにより、諸給与を不正に受給した場合			○	○
財産処理不適正 (6号)	自己保管中の法人の現預金の流用等法人の財産の不適正な処理をした場合			○	○

コンピュータの不適正利用 (6号)	(1) 職場のコンピュータをインターネットへの不正アクセス、わいせつ文書又は図画の閲覧、電子データの損壊、不正プログラム等の利用及びウイルス感染等職務外の目的で使用した場合			○	○
	(2) (1)において、業務の運営に支障を生じさせた場合			○	○
3 公務外非行関係		懲戒 解雇	停職	減給	戒告
放火 (3号)	放火した場合	○			
殺人 (3号)	人を殺した場合	○			
傷害 (3号)	人の身体を傷害した場合		○	○	
暴行 (3号)	人に暴行を加え、傷害するに至らなかった場合			○	○
器物損壊 (3号)	故意に他人の物を損壊した場合			○	○
横領・占有離脱物横領 (3号)	(1) 自己の占有する他人の物(法人の財産を除く。)を横領した場合	○	○		
	(2) 遺失物等、占有を離れた他人の物を横領した場合		○	○	
窃取・強盗 (3号)	(1) 他人の財物を窃取した場合	○	○		
	(2) 暴行又は脅迫を用いて他人の財物を強取した場合	○			

詐欺・恐喝 (3号)	人を欺いて財物を交付させ、又は人を恐喝して財物を交付させた場合	○	○		
賭博 (3号)	(1) 賭博をした場合			○	○
	(2) 常習として賭博をした場合		○		
麻薬、覚せい剤等の所持・使用 (3号)	麻薬、覚せい剤等を所持し、又は使用した場合	○			
酩酊による粗野な言動等 (4号)	酩酊して、公共の場所、乗り物等において、公衆に迷惑をかけるような粗野又は乱暴な言動をした場合			○	○
わいせつ行為等 (3号)	(1) 暴行又は脅迫を用いてわいせつな行為(強制わいせつ)をした場合	○			
	(2) 18歳未満の者に対して、金品その他財産上の利益を対象として供与し、又は供与することを約束して淫行(児童買春)した場合	○	○		
	(3) 公共の乗り物等において痴漢行為をした場合		○	○	
	(4) 法律や条例等に違反して盗撮、のぞきその他のわいせつ行為を行った場合		○	○	
ストーカー行為 (3号)	ストーカー行為をした場合		○	○	

4 監督責任関係		懲戒 免職	停職	減給	戒告
指導監督不適正 (6号)	部下職員が非違行為を行った場合で、管理監督者としての指導監督に適正を欠いていた場合			○	○
非違行為の隠ぺい・黙認 (6号)	部下職員の非違行為を認知したにもかかわらず、その事実を隠ぺいし、または黙認した場合		○	○	
5 交通事犯（自転車による場合も含む。）		懲戒 解雇	停職	減給	戒告
飲酒運転での交通事故、交通 法規違反 (3号)	(1) 酒酔い運転をした場合	○	○		
	(2) (1)において、人を死亡させ、又は人に障害を負わせた場合	○			
	(3) 酒気帯び運転をした場合	○	○	○	
	(4) (3)において、人を死亡させ、又は人に障害を負わせた場合	○	○		
	(5) (4)において、自己後の救護を怠る等の措置義務違反をした場合	○			

飲酒運転同乗等 (3号)	(1) 飲酒運転であることを知りながらこれに同乗し、又はこれを容認した場合	○	○	○	○
	(2) 他の者が飲酒運転となることを知りながら、その者に酒類を提供し、又は飲酒を勧めた場合(ほう助)	○	○	○	
	(3) 飲酒運転をする意思のない者を唆し、飲酒運転をさせた場合(教唆)	○	○	○	
飲酒運転以外での交通事故 (人身事故) (3号)	(1) 人を死亡させ、又は重篤な傷害を負わせた場合	○	○	○	
	(2) (1)において、措置義務違反をした場合	○	○		
	(3) 人に障害を負わせた場合			○	○
	(4) (3)において、措置義務違反をした場合		○	○	
飲酒運転以外での交通事故 (人身事故以外) (4号)	(1) 他人のものを損壊した場合			○	○
	(2) (1)において、措置義務違反をした場合		○	○	
飲酒運転以外での交通法規違反	刑事罰相当の悪質な交通法規違反をした場合		○	○	○

交通事故に係る備考

- 1 酒酔い運転とは、道路交通法(昭和35年法律第105号)第65条第1項に違反する行為のうち、同第117条の2第1号に規定するものをいう。
- 2 酒気帯び運転とは、道路交通法第65条第1項に違反する行為のうち、同第117条の2の2第1号に規定するものをいう。
- 3 交通事故による死亡とは、交通事故の発生後24時間以内に、被害者が当該交通事故を原因として死亡したものをいう。

- 4 交通事故による重篤な傷害とは、被害者が当該交通事故を原因として、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号（身体障害者障害程度等級表）により定義される2級以上の障害に相当する程度の傷害を負ったものをいう。